

労働價值説の生成に関する一考察

—ペティのダウン・サーヴェイと「租稅貢納論」—

松川 七郎

I まえがき

- II ダウン・サーヴェイ——沒收地分配事業
 - (1) ペティとダウン・サーヴェイ
 - (2) これらの事業の意義
 - (3) その遂行の中心的困難
 - (4) ペティの課題

I まえがき

ウィリアム・ペティ (William Petty 1623-87) は、近世經濟學の礎石をおいた人であると言われている。その意味は、主としてつぎの點に、すなわち、重農學派をへて古典學派經濟學の基本理論をなすようになった労働價值説が、素朴な・萌芽的な形においてではあったけれども（むしろそうであったからこそ）、古典學派經濟學の成立のはるか以前に、ペティによって創始され、それがペティの著作のなかに論述されているという點にあるのであろう。この小稿は、ペティの労働價值説（前述した意味においての労働價值説であって、この小稿では「労働價值説」とする方が一層適切であろう）が、ペティがどのような時代の社會環境のなかで、どのような問題とどのようにとりくんだときに創造されたものであるのか、ということを考察するのを目的としている。

このことは、労働價值説が展開されているペティの諸著作と、その創造者であるペティ自身の生活體驗とを、資本主義的發展の搖籃期を経過していた 17 世紀のイギリス社會における兩者の相互關係においてとらえ、これを究明してゆくことのなかに解かるべき問題であろう。私はこの問題を、ペティの主著「租稅貢納論」(A Treatise of Taxes & Contributions...London, 1662.)¹⁾の主として二つの章（第 4 章、第 5 章）に展開されてい

III 「租稅貢納論」の方法の特徴

- IV 労働價值説の構成とその内容
 - (1) 地代論
 - (2) 地代算定論（土地測量論）
 - (3) 労働價值説の特徴

V むすび

る労働價值説が、かれが「共和國および護民官時代 (1649-60 年)²⁾ のアイルランドで主宰した・沒收地分配事業をもこめた土地測量 (the Down Survey)³⁾ と、どのように関連しているのか、

1) 以下の註ではこの書物を *Treatise.* と略記する。そして、そこに示されている數字は C. H. ハル教授によるリプリント版 (1899 年) のページである。

2) S. R. Gardiner [Editor]; *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660.* Oxford, 1951. 3rd ed. p. lii.

3) ペティの土地測量・沒收地分配事業に関するまとまった文献としては、つぎのものがおそらくもっとも有力な文獻の一つであろう。William Petty: *The History of the survey of Ireland, commonly called The Down Survey by Doctor William Petty, A.D. 1655-6.* Edited, from a Manuscript in the Library of Trinity College, Dublin, with another in the possession of the most Noble the Marquis of Lansdowne, and one in the Library of the King's Inns, Dublin, by Thomas Aiskew Larcom, F. R. S., M. R. I. A., Etc., Major, Royal Engineers. Dublin: For the Irish Archaeological Society, MDCCCLI [1851]. pp. xxiii, 424. この書物は、この事業にまつわる複雑な係争問題の經緯を明らかにするために、深刻な利害關係者の 1 人であるペティ自身が執筆編さんしたものである（執筆編さんの時期は 1659 年末と推定されている）。編者 T. A. ラーカムの “Notes” はきわめて綿密で、この書物の價値を高めているように思われる。T. A. ラーカム (1801-79 年) は 19 世紀イギリスにおける土地測量の「最高權威者の 1 人」(E. Fitzmaurice: *The Life of Sir William Petty 1623-1687*...London, 1895. p. 65.) と言われている。以下の註ではこの書物を *Down Survey.* と略記する。

という問題に限定し、そこに焦點をあわせて考察しようと思う。これが上述の相互関連の重要な1環であると思われるからである。しかし私の準備はいたって不十分で、たとえば註3)に記したような・精讀すべき文献をまだそまつにしか読んでいない状態であることをおことわりしておきたい。

II ダウン・サーヴェイー没收地分配事業

(1) ペティとダウン・サーヴェイ

ペティの經濟學的文筆活動は、王政復古(1660年)後になってからはじめて開始されたものである。「租稅貢納論」は、この活動の第1期の⁴⁾・そして最初の著作であって、その書名が示しているように、公收入をめぐる諸問題をその主題とする1篇の政策論である。

「共和國および護民官時代(1649-60年)」をへだてた「内亂時代(1642-49年)」⁵⁾のペティを特徴づけるものは、ヴェサリウス(A. Vesalius 1543-64)とベイコン(F. Bacon 1561-1626)とホッブズ(T. Hobbes 1588-1679)との強い影響をうけた・オックスフォード大學における解剖學の正教授であり、新時代における「自然體(Body Natural)」の研究者であったという點である。

「共和國および護民官時代」の初期、すなわち1652年9月に、ペティはアイラントへ渡航したのであるが、その當初の使命は、反亂鎮定軍の軍醫として、また總督クロムウェル(H. Cromwell 1628-74)の待醫としての活動であって、そ

4) 王政復古後に開始されたペティの經濟學的文筆活動を、C. H. ハル教授はつきの3期に分けている。この分け方は合理的であるように思われる(C. H. Hull: *Petty's place in the history of economic theory*. in *The Quarterly Journal of Economics*. vol. XIV. pp. 311-313.)。第1期は王政復古直後で、この時期の所産は上記の *Treatise*. と *Verbum Sapienti*. [1665] London, 1691. である。第2期は第1期の約10年後の1670年代で、この時期の所産は *Political Arithmetick*...[1676] London, 1690.; *The Political Anatomy of Ireland*...[1675] London, 1691. である。第3期は1680年代の初期から死の年までで、この時期の所産は *Sir William Petty's Quantulumcunque concering Money*, 1682. London, 1695. および「政治算術」に関する多くの小論である。

5) S. R. Gardiner: *op. cit.*, p. xxiii.

れは從來の職業の言わば延長であった。ところが、その後まもなく、ペティは共和國政府の命をうけ、アイラントにおける土地測量・沒收地分配事業を主宰することになり、行政官として、また總督秘書として、王政復古の直前までの約5カ年間をこの事業のために活動したのである。

ペティが土地の測量・分配というような、從來の研究領域とは著しくかけはなれたところにある事業をひきうけるようになったのは、どうしてであろうか。かれ自身が記しているところによると、そのおもな理由は、第1に、この事業は2年ほどで片づくであろうから、「自然的諸知識(natural knowledges)」の研究には、大きな障害とはならぬであろうこと、第2に、これを機會に自分が生業としてきたところの、人體(bodies)やその運動(motion)についての實驗を、“minds”や“manners”(これらは新植民地におけるイングランド人將校や政府要人の利權慾や利權あさりの權謀術策を意味しているらしい)についての實驗にまで擴張しうるであろうこと、第3に莫大な報酬がえられ、高貴な人々と知り合う機會をえるであろうこと、これである⁶⁾。

(2) これらの事業の意義

ダウン・サーヴェイーと没收地分配事業とは、アイラントにおけるアイラント人舊教徒地主のイングランド人新教徒地主に對する反亂(1641-50年)を徹底的に鎮定した⁷⁾共和國政府のアイラント植民政策にかたくむすびついている⁸⁾。この政策は共和國政府による・近代史に類例のないほど大規模な土地收奪とアイラント人地主の大

6) W. Petty: *Reflections upon some Persons and Things in Ireland*. London, 1660. quot. in Editor's Notes of *Down Survey*, p. 311-312.

7) 反亂とクロムウェルによるその鎮定とによって、アイラントはその人口の6分の5を失ったとさえ言われている。J. P. Prendergast: *The Cromwellian Settlement of Ireland*. London, 1865. p. 307. quot. in G. O'Brien: *The economic history of Ireland in the seventeenth century*. Dublin and London, 1919. p. 108.

8) この政策の全大綱は1652年8月の「土地分與定住令」(Act for Settlement of Ireland)に規定されている。S. R. Gardiner: *op. cit.*, pp. 394-399.

量的放逐⁹⁾、その後ヘイングランド人新教徒を入植せしめることによるヨーマンリ (yeomanry) の創設¹⁰⁾を根幹とするものであったと言えよう。

この政策を実施するために、共和国政府が解決すべき中心課題は、第1に、反乱鎮定費調達のために政府がおこした種々雑多の貨幣債務の総額を確定すること、第2に、右の債務を反徒からの没収地をもって償還するために、没収地の面積を測量調査すること、第3に、債務償還の実施、すなわち没収地を種々雑多の債権者に分配することであった¹¹⁾。ペティが主宰した土地測量・没収地分配事業は右の第2・第3の課題をそれぞれ解決するための事業であり、それらは本來的に一つながりのものであった¹²⁾。そしてこの土地測量が、“the Down Survey”と呼ばれたのは、その方法が當時としては著しく進歩した方法—實測して地圖に lay (or set) down するという方法—を採用したからであると言われている¹³⁾。

(3) その遂行の中心的困難

ダウン・サーヴェイは、前述のように没収地分配事業の基礎的な前提をなす事業である。ペティは 1655 年 2 月—1656 年 3 月の 13 ヵ月間に、約 1000 人の人をつかって測量を完了したのであるが、測量機具の注文や製造について、また、測量員の配置や組織について、分業の原理を極度にまで應用したという¹⁴⁾。ダウン・サーヴェイの内容

9) W. F. T. Butler: *Confiscation in Irish History*. London, 1917. pp. 115, 232-236. アイアランドの土地のうちで、アイアランド人地主が所有するその割合は、ヘンリ8世（在位 1509-47 年）の即位当時は全體の 3 分の 2, 1641 年の反乱勃發直前には全體の 2 分の 1 となつたが、クロムウェルの治下では全體の 13 分の 1 以下になってしまったといふ。

10) C. H. Firth: *Cromwell's Army, a history of the English soldier during the Civil Wars, the Commonwealth and the Protectorate*. London, 1912. 2nd ed. p. 205; E. Mac Lysaught: *Irish life in the seventeenth century*. Oxford, 1950. 2nd ed. pp. 122-123.

11) M. J. Bonn: *Die englische Kolonisation in Irland*. Stuttgart u. Berlin, 1906. 2 Bde. II. Bd. S. 76.

12) *ibid.*, S. 83.

13) W. Petty: *Down Survey.*, p. vi.

14) *ibid.*, pp. xiii-xvii. 314, 324.

は、ペティが測量員に與えた「指圖書」(Instructions)によって知ることができる¹⁵⁾。そのうちのおもな點はつきのごとくである。(1) 没収地のみを測量すること、(2) 没収地については、種別および等級、すなわち良地 (profitable land)—耕地 (arable), 牧草地 (meadow), 放牧地 (pasture) および荒地 (unprofitable land)—沼地、荒野、岩地、森林地、山地、を區別すべきこと、(3) 測量の境界となるべき溝、城壁、川、堤、谷、等々の性質や相違點を記入すべきこと、(4) 都市、教會、城、丘、等々の位置を記入すべきこと、(5) 公道、河川、河港、海港については、その巾、深さを記入すべきこと、等々。

このような「指圖書」にもとづいて測量を實施した場合、最大の困難さは、なににもとづいて土地の良否の識別をおこなうかにあった¹⁶⁾。すなわち、土地の等級を前記の「指圖書」は規定しても、實際問題としてはそれぞれ無數の段階があるから、一義的にきめることはできない。「したがって、土地の等級を識別することはほとんど不可能事であった。」¹⁷⁾しかも没収地分配の前提としてのダウン・サーヴェイにとっては、この困難は致命的なものであったと言わねばならない¹⁸⁾。そして實際のことの運びとしては、たとえば土着の有力者の意見にもとづく推定的評量によって、この難問の解決は回避されたのである¹⁹⁾。

没収地の分配をうくべき者は、(1) 反乱鎮定費を政府に前貸したロンドンの金融業者すなわち投機者 (adventurers) と、(2) 反乱鎮定に従軍し、給料の未拂額を土地で償還るべき將校・兵士と、(3) その他の債権者、および、(4) 獨立の入植者であった²⁰⁾。そして投機者も將校・兵士も法令によってその債権は保證されていたのであって²¹⁾、將校・兵士に對しては「給與債務證書 (debenture)

15) *ibid.*, pp. 46-53.

16) *ibid.*, pp. 96-97.

17) *ibid.*, p. 330.

18) 測量費は良地の方が荒地よりも多額だったから、前者の面積が過大になりがちであった。M. J. Bonn: *op. cit.*, s. 79n.

19) W. Petty: *Down Survey.*, p. 96.

20) M. J. Bonn: *op. cit.* S. 73.

21) W. Petty: *Down Survey.*, pp. 353-368

res)」が發給されていた²²⁾。そしてダウン・サー・ヴェイを主宰したペティは本來的に没收地分配事業をも主宰すべき義務をおっていったのである。

ペティは 1656 年 7 月—1658 年 5 月にかけて没收地分配事業に從事したのであるが、この事業はダウン・サー・ヴェイにくらべて數等困難であった。そしてその中心點は、全アイラントの 3 分の 2 以上の廣大な地域にわたって、土地が價格をもつものとして評價されるようになったということから生じたものであった。しかも投機者や將校・兵士に對する政府債務の償還條件は、反亂中にロンドンで大まかな土地評價にもとづき（たとえばアルスター地方はどこでも 1 エィカ 4 シリング、マンスター地方は 1 エィカ 9 シリング²³⁾等々と）さだめられていたのであるが、實際に測量し分配する段になると、同一地方においても、地味により・位置により評價は區々であって、どうしても土地の再評價が必要であった。どうすれば自然的・社會的諸條件をことにする土地の分配に公平を實現し “uniform distribution” をおこないうるか、どうすれば貨幣價值にもとづく土地の評價を “equalize” しうるかということは、この事業をも主宰したペティのもっとも苦慮した問題であった。「この分配の經緯をのこらず記せば、優に 1 卷の論文ができるだろう」²⁴⁾とペティは記しているが、現實の経過は、「當事者が、かれらの忠勵、交友〔關係〕、雄辯および激情によって、たがいに相手を説伏したり壓倒したり」するような・「眞實の基礎を自然のなかに」²⁵⁾もたぬような・著しく恣意的な方法でおこなわれたのである。

(4) ペティの課題

以上二つの事業をとおして、ペティは 32,000 人

22) J. Carty [Editor]: *Ireland from the flight of Earls to Grattan's Parliament (1607-1782), a documentary record.* Dublin, 1949. p. 76; C. H. Firth: *op. cit.* pp. 202-207.

23) W. Petty: *The Political Anatomy of Ireland...* London, 1691. p. 59. 邦譯書 129 ページ。

24) W. Petty: *Down Survey.*, pp. 184, 336 n.

25) W. Petty: *The Political Anatomy of Ireland...* London, 1691. p. 61. 邦譯書 131 ページ。

もの（それぞれまちまちの要求をもつ）將校・兵士・從者・投機者・入植者等々を、アイラントの 3 分の 2 以上を占める土地（その「價值」はまちまちでしかも不確實である）のうえに位置せしめるという困難千萬な仕事を成就したのである²⁶⁾。これらの事業からペティがうけとった課題は、第 1 に、土地の良否 (profitable or unprofitable) はどうすれば合理的に決定しうるかであり、第 2 に、これとの關連において、妥當な地價を合理的に決定するにはどうすればよいかであったと言えよう。というのは、この二つの問題はそれぞれ以上二つの事業の中心的困難であり、それを解決するさい、かれは現實に押し流されはしたが、深刻な苦惱を味わったからである²⁷⁾。それと同時に、總督の秘書をつとめたことによって、ペティは「1 片の白紙のような」²⁸⁾ 時代のアイラントという「政治體 (Body Politick)」の諸事情に精通することができた²⁹⁾。のみならず、この過程に、かれは投機的に土地を獲得し、一介の軍醫から一躍してケリ州 (co. of Kerry) に 5 萬エィカの土地を所有する「成りあがりの地主 (upstart gentry)」³⁰⁾ の 1 人になり、かれとアイラントとの關係は、物心兩方面にわたってその後終生斷ちがたいものとなったのである。

王政復古とともに、ペティの學問研究のおもな領域は “Body Natural” から “Body Politick” へ明瞭に轉回・發展した。そしてその最初の成果が「租稅貢納論」なのである。

III 「租稅貢納論」の方法の特徴

すでに一言したように、「租稅貢納論」は公收入をめぐる諸問題をその主題としている。この主題は、王政復古當時におけるイングランド社會の基本問題一具體的にはチャールズ 2 世をむかえた

26) W. Petty: *Down Survey.*, p. 338 n.

27) 没收地の分配結果に不平をいだく人々によって、ペティはついに汚職のかとで告發され、本國の國會に召喚され辯明につとめた。W. Petty: *Down Survey.*, pp. 292-298.

28) W. Petty: *Treatise.*, p. 9.

29) W. Petty: *The Political Anatomy of Ireland...* London, 1691. Preface. 邦譯書 22 ページ。

30) E. MacLysaught: *op. cit.*, pp. 111-112.

コンヴェンション議會 (the Convention Parliament) が提起した税制改革問題一に一致する。チャーチルズ2世の税制改革は、「共和國および護民官時代」をとおして新植民地的國家となろうとしていたアイルランドをもこめて、近代的統一國家にむかっていたイングランド王國の・市民社會の富をその基盤としておこなわるべきものであった。そしてペティは、このようなイングランド王國の富強成就を熱望し、そのために、アイルランドでえた知識経験にもとづく財政政策を示し、租税の性質や標準を明らかにすることを唯一の目的として、この書物を執筆しているのである³¹⁾。

この書物の全篇を通じて、その主題のとりあつかい方、すなわちその方法の特徴をあげると、つぎの4點となろう。第1は、公收入の問題が徵稅技術の問題としてというよりも、むしろ國家・社會の全面をおおう問題としてとらえられているという點である。「人は公共の平和に浴する分けまえと利益とに應じて、すなわち自己の資産または富に應じて、公共的經費を貢納すればそれでよい」³²⁾ という考え方は、ペティの財政論の根底によこたわっているものであるが³³⁾、この經費は、人民の勞働の増進をとおして、生産的產業（農業および製造業）の主導性を確立し、それによって人民の福祉とイングランド王國の富強とを成就するための經費でなければならない³⁴⁾。そしてペティによれば、租税は右の經費をまかなうために、主として貨幣で徵收される人民の富の一定部分であって、萬人は國家からあたえられる利益の代償として租税を支拂わねばならない³⁵⁾。したがって、公平な租税負擔ということが當然問題になるのであって、租税負擔公平の理念³⁶⁾は、第3章以下に

31) W. Petty: *Treatise.*, Preface (pp. 5-10.)

32) *ibid.*, p. 91.

33) C. H. Hull: *op. cit.*, p. 232.

34) W. Petty: *Treatise.*, Chaps. I. II. (pp. 18-31)

35) この見解はペティに特有なものではなく、ホップズ、シェリダン (T. Sheridan fl. 1661-88), ロック (J. Locke 1632-1704) 等、17世紀の進歩的思想家たちに共通している。W. Kennedy: *English Taxation 1640-1799*...London, 1913. pp. 66-67.

36) この考え方もペティに特有なものではない。17

展開されている收入論の根幹をなしており、これが、第2の特徴となっているのである。

ところで、租税負擔の公平ということは、それだけでは内容空虚な觀念であることもとよりであるが、ペティによれば、それは租税が人民の富に比例的に課せられることにほかならない³⁷⁾。そこでペティは、稅源たる市民的富の社會經濟的性質を究明し、同時にこの富を數量的に觀察・表章することによって、客觀的な課稅標準を確立し、これを租税負擔公平の基礎原理たらしめようとしている。ペティは、この論述の過程に勞働價値説を開いているのであって、この點に第3の・そしてもっとも重要な特徴が存するのである。さらに第4の特徴として、多岐に分れる論述を內面的に總合統一し、「租税貢納論」を體系的な1個の全體にまとめているところの、「土地が富の母であるように、勞働は富の父であり、その能動的要素である」³⁸⁾ という思想³⁹⁾と、諸々の社會經濟現象の基礎にあってこれらの支配する「自然的」法則の存在に關する洞察⁴⁰⁾とを指摘しうるのである。そして第3, 第4, の特徴は、「租税貢納論」の全論述をささえている言わば理論的な主柱であって、1篇の政策論として執筆されたこの書物は、このような主柱の存在のゆえに、みずから政策論たることを超えようとする性格をもっていると言わね

世紀のイングランドに國內物產稅 (“Excise”) が導入された有力な思想的根據は、それが公平であるからという點であった。W. Kennedy: *ibid.*, pp. 52-53. ペティは「租税貢納論」の最後の章で國內物產稅を論じ、結論的に強く本稅を主張している。

37) W. Petty: *Treatise.*, pp. 26, 32.

38) *ibid.*, p. 68.

39) この思想は、ペティの友人グラント (J. Graunt 1620-74) の「諸觀察」 (*Natural and Political Observations...made upon the Bills of Mortality*...London, 1662) のなかにも、(表現はちがうが) あらわれている。C. H. ハル教授は、この思想はおそらくグラントやペティ以前から存在したものであろうと記している。J. Graunt: *ibid.*, in Hull's ed. pp. 377-378 n.

40) この點がもっとも明瞭に表明されているのは、W. Petty: *Treatise.*, pp. 9, 48, 60。なお、ペティの「自然法思想」についてのわが國における最近の研究としては、小谷義次「ペティにおける自然法と經濟」 (『經濟學雜誌』 23卷3號, 1950年9月, 64-92ページ) がある。

ばならない。

IV 労働價値説の構成とその内容

ペティの労働價値説は、「租稅貢納論」の第4章(地租論一家屋賃料稅論—地代論—地價論), 第5章[利子論—地代算定論(土地測量論)]および第14章(貨幣貶質論—價格算定論)の、地代論・地代算定論(土地測量論)・價格算定論のなかに、多くの場合餘論として言わば断片的に述べられている。ペティが地代を問題とし、その算定方法を論じたのは、地代に租稅が賦課されると、たとえその稅率が全國一率であっても⁴¹⁾, それだけ地代が減り、したがってその還元額だけ元本が損失をこうむり、結局同質・同價の土地でも、その所有關係や貸貸借關係いかんによって、土地所有者の資産や消費者の生計に不平等を生じ不公平となる、と考えたからである⁴²⁾。そこでペティは、租稅負擔公平の見地から、どうして地代に租稅が賦課されるとこのような不公平が生ずるのかという問題をたて、賃料の「神秘的な性質」すなわち稅源たる市民的富(地代)の本質を究明し(地代論), 租稅賦課の客觀的標準たるべき地代の貨幣價値をみいだそうとしたのである(地代算定論)。

(1) 地代論

第4章の地代論は、地代の規定から「土地・労働の Par」に関する論述まで一つながりとなっていいるが、便宜上これを4段に分けて述べたい。(なお、ペティの地代論は第4章だけに論述されているのではないが、ここでは第4章のみについて述べるに止める。)

第1 ペティは「土地の賃料(Rent)」である地代を、一定面積の土地から一定時間中の耕作者の

労働によってえられる穀物の剩餘〔總生産量から、耕作者自身の食物・生活必需品と交換さるべき分・種子としてのこされる分の3者をさしひいた穀物の剩餘(remainder of Corn)〕と規定し、これを「自然的な・眞實の地代(natural and true Rent)」と名づけ、豊凶いく年かについての・その「中數(medium)が、穀物であらわされた・その土地の通常の地代(ordinary Rent of the Land in Corn)である」とする⁴³⁾。

第2 ペティは、「この穀物すなわち地代がイングランドの貨幣でどれだけに値する(worth)か」と問い合わせ、それを、右とは別の人、右と同一時間中に、「貨幣の生産・製造に専心從事したとして、自分の費用のほかに貯蓄しえただけの貨幣である」と答え、それをつきのように言いかえる。すなわち、右の別人が銀產地にゆき、銀を採掘・精練し、これを前記の穀物生産者のところにもたらし、貨幣に鑄造し、採掘から鑄造までの全期間にわたって生活必需品を「手に入れる」とすれば、その「銀は他の人の穀物と同一價値に評價されねばならない、」したがって、「この穀物1ブッシュルの價格は銀1オンスであるという結果になる。」さらに、穀物生産と銀生産とのあいだに技術的な難易の差があっても、『長期間・大量的に観察すれば、「一方の同じ部分は、他方の同じ部分の價格である。』⁴⁴⁾

第3 ペティは第1段と第2段とを統一して、「こうすることが諸々の價値を均等化することや平衡化すること(equallizing and ballancing)の基礎」である、「この基礎のうえにある諸々の上層建築および慣習(superstructures and practices)には、實のところ多くの様相」があるが、「その點は後述する、」と言ふ⁴⁵⁾。

第4 ペティは「諸物を測定する」尺度を求め、「世間では、一定量目の純銀」で「諸物を測定」しているが、銀の「價格」は騰落するから、他に「自然的標準および尺度(natural Standards and Measures)」を求むべきであるとする。そして

43) *ibid.*, pp. 42—43.

44) *ibid.*, p. 43.

45) *ibid.*, p. 44.

41) ここでペティは全國一率に課せられる地租を論じているが、そのような地租が創設されたのはペティの死後で、名譽革命をへたウィリアム3世の時代であった。ペティの時代には、土地の登記制度さえなく、土地に對する課稅は恣意的に賦課されることが多かつた。長谷田泰三「英國財政史研究」(1951年) 112—114ページ。D. Ogg: *England in the reign of Charles II*. Oxford, 1934. 2 vols. vol. II. p. 434.

42) W. Petty: *Treatise*, pp. 38—40.

「すべての物は、一土地およびそれに投ぜられた人間の労働 (mens Labours) の創造物であるから、一二つの自然的単位名稱 (natural Denominations), すなわち土地および労働によって價値づけられねばならない」とし、これを「土地・労働」の「自然的等價關係 (a natural Par)」の發見と稱する。そして、これができれば「土地・労働」のいずれか一方で、兩者をもってするのと同等あるいはそれ以上十分に「價値」を表現できるし、「ペニスをポンドに還元するように容易・確實」に「一方を他方」へ還元しうると言うのである⁴⁶⁾。

(2) 地代算定論（土地測量論）

ペティによれば、土地に對する課稅は「地代の一部分を徵收する」ことであるから⁴⁷⁾、現實問題としての「課徵 (Assessment)」を公平ならしめるためには、各筆の土地について、その地代の貨幣價値を測定することが絶対に必要である。すなわち、世人がおこなうように、「無知・輕卒・錯誤」または「激情・飲酒」などにもとづく「とり引き (bargains)」によってではなく、「諸原因を明確に列舉することによって、それを分析的に數えあげ」て測定することが必要なのであって⁴⁸⁾、このためにペティは土地測量を提唱するのである。前述の地代規定から土地・労働の Par にいたる論述と對比せしめるために、一つながらの土地測量論を便宜上 3 段に分けて述べたい。

第 1 ペティは測量を 2 段階に分けるのであるが、その第 1 は「土地の內在的價値 (intrinsick Values) の測量または吟味⁴⁹⁾」である。これは、「教區、徵稅區等々という行政上の境界、および沿海・沿川・岩頭・山等々という自然的特徵の兩方面にしたがって、形狀・面積・位置を測量」し、同時に各筆の土地の生産物の種類とその數量とを詳細に調査し、相互に比較し、これを基準とする土地の生産性を吟味することである。生産物の比

較に「貨幣という共通の標準」を用いるなといふことが強く主張されている⁵⁰⁾。

第 2 第 2 の測量 (調査) は、土地の「付帶的または偶然的 (extrinsic or accidental) 價値の測量または吟味⁵¹⁾」であって、これは生産物の價格調査である。これを論ずるにさきだって、ペティは「自然價格 (natural price)」をつぎのように規定する。「もしある人が、1 ブッシュルの穀物を生産しうるのと同じ時間に、銀 1 オンスをペルーの大地のなかからロンドンにもってくることができる」としよう、その場合、一方は他方の自然價格である。ところが、もし新しい・しかももっと樂な〔採掘ができる〕諸々の礦山のおかげで、ある人がかつて 1 オンスを獲得したのと同じ容易さで 2 オンスを獲得することができるならば、そのときには、他の條件にして等しい限り、穀物は 1 ブッシュルが 10 シリングでも、かつて 1 ブッシュルが 5 シリングであったのと同様に安價であるということになるであろう、」⁵²⁾と。

第 3 そこでペティは、地金 (貨幣) の量的變化・人口の變化の兩者から、過去 200 年にわたる人口 1 人當り貨幣數量の時系列的變化を計算し、この量が多ければ多いほど、穀價は高く、したがって地代は高く、地價も高いこと、また同一時期においては、大都市に近い土地ほどそうであることを結論的に述べている。これが第 2 の測量すなわち土地の「付帶的・偶然的價値」の測量である。この測量は、地代論の第 3 段において「後述する」と言った「上層建築」論の一つであり、生産物の價格調査であると言えよう。そしてペティは、この測量が完了すれば、公平な課稅標準はその客觀的基礎をうると言うのである⁵³⁾（第 14 章の「價格算定論」は、實質的には右の「付帶的・偶然的價値」の調査とほぼ同一であるので省略する）。

(3) 労働價値説の特徴

地代論から土地測量論にいたる論述のなかに展

46) *ibid.*, pp. 44-45.

47) *ibid.*, p. 49.

48) *ibid.*, p. 49.

49) *ibid.*, p. 50.

50) *ibid.*, pp. 49-50.

51) *ibid.*, p. 50.

52) *ibid.*, pp. 50-51.

53) *ibid.*, p. 52.

開されているペティの労働價値説を一體として見ると、その特徴としてつきの諸點があげられる。

(1) 「自然的地代」がまず最初に問題となり、それについての論究のなかから「價値の均等化」——「自然價格」がひきだされている。地代論はペティの剩餘價値論（ここでは貨銀が明確に規定されてはいないが、「食物・生活必需品」が素朴な形における貨銀規定であるとすべきであろう）であり、「自然價格」論はペティの價値論であると言えるが、價値とはなにか、それはなにから生れるかということよりも、剩餘價値とはなにか、それはなにから生れるかということが第1の問題となり、それが掘りさげられて價値にゆきついている。

(2) しかも、ペティが「自然的地代」の形で論究した剩餘價値は、貨幣形態における剩餘價値、つまり生産物の流通過程から差額(balance)として生れるものではなくて、その生産過程において、人間の労働の所産として生まれる剩餘價値である。

(3) ペティが規定した「自然價格」は、生産物の價値はその生産のために支出された労働の量（それは労働時間で測られる）によって決定する、という意味で、ペティにおけるもっとも基礎的な價値規定であり、人間の労働が「均等化の基礎」にあるもの、すなわち價値の源泉であるということを意味している。

(4) しかしながら、ペティが認識した價値すなわち「自然價格」は、同時にそれ自體を貨幣（銀）で相對的に表現する「價値」であり、その源泉としての労働は、「交換價値の源泉としての抽象的労働ではなくて、素材的富の一源泉としての具體的労働、要するに使用價値を生むかぎりでの労働なのである。」⁵⁴⁾ 價値の源泉としての労働をこのように理解しているペティは、價値の尺度を土地・労働と規定し、そのあいだに Par を發見している。そしてこのことは、ペティが價値と價格との未分化の形において「自然價格」を理解し、また、地代を労働の剩餘と規定しながら、ただちに「購買年数 (years purchase)」を媒介として地代を資本

還元することによって地價を求め、事實上 Par を否定していること⁵⁵⁾に照應している。この場合、利潤は地代にふくまれていると言えよう。

ペティが地代論を収益稅論の先頭においたのは、當時においては地代が剩餘價値の一般的形態であり、最大の價値物であったことを物語るものであるが、剩餘價値を生産過程においてとらえたことは、ペティが重商主義的見地をはるかにねきんでた見地にたっていたことを示している。それと同時に、價値をただちに貨幣的に表現し、銀によつてこれを示そうとしていたことにあらわれているように、重商主義的見解を多分にもつていたことも見のがしえないのである。しかし、その論述に混亂を示しながらも、市民社會の富の現象的な差異を、土地・労働の Par という社會的に等質な關係に還元し、そこに租稅賦課の客觀的標準を求め、これを租稅負擔公平の基礎原理としたことは、當時としては著しい進歩でなければならない。

V む す び

没收地分配事業をもこめたダウン・サーヴェイは、前述のごとき植民政策の基礎事業であって、それは巨大な規模における近代的土地所有制度の確立のための基礎事業であり、クロムウェル(O. Cromwell 1599—1658)によって意圖された・アイラントにおける市民的秩序(bourgeois order)の確立⁵⁶⁾の基礎事業であったと言えよう。そしてダウン・サーヴェイの中心的な困難は、前述のように土地の良否は客觀的には決定しがたいという點であり、現實問題としては推定——それも「有力者の意見」にもとづく推定——によって「解決」された。ところが、「租稅貢納論」においては、この難問題が土地の生産性の測定を中心課題とする「土地の內在的價値」の測量として論じられ、土地の良否(profitable or unprofitable)というかつての漠然とした規定が、ここでは各筆の土地の生産物の數量の把握とその相互比較によって、

55) W. Petty: *Treatise.*, pp. 45-46.

56) C. Hill & E. Dell [Editors]: *The Good Old Cause, the english Revolution of 1649-60: its Causes, Course and Consequences, Extracts from contemporay sources.* London, 1949. p. 429 [Editor's comment].

客観的に測定さるべきものと規定されているのである。ダウン・サーヴェイの「指圖書」の規定と、「租稅貢納論」の「土地の内在的價値の測量」についての論述とを比較するならば、兩者の相似に氣づかれると同時に、後者的方法に著しい進歩をみとめられるであろう。そしてこの「内在的價値」の考え方は、地代論において地代がまず現物形態で考えられているのに照應しているのである。

つぎに、没收地分配事業の中心的な困難は、自然的・社會的諸條件をことにする土地を貨幣價値にもとづいて合理的に評價するにはどうすればよいかであり、どうすれば土地の評價を“equalize”しうるかであった。そしてこの難問は、現實には恣意的な方法で「解決」された。ところがこの問題は、「租稅貢納論」においてはまず現物形態で考えられた地代が、貨幣形態で考えなおされ、そこで「價値の equalization の基礎」にある社會關係が土地・労働の Par としてつきとめられ、これが「自然價格」として規定されているのである。没收地分配事業の最大の難問は、「自然價格」の理論に結實したと言えよう。

しかしながら、この「自然價格」は、價値と價格とが言わば未分化の状態にある場合の「價格」であって、ペティは現象の基礎にある本質的な社會關係すなわち價値を志向しながら、同時にその貨幣表現をとらえて本質的な關係を解明しようと考えるのである。そしてここに「付帶的價値」(extrinsic Value)の測量(算定・調査)が提案され、ペティは「激情」や恣意にもとづかぬ・「自然のなかにその基礎をもつ」ような方法で地代を算定し、土地・労働の Par を完成しようとするのである。地代が算定されれば、前述の「購買年數」を乗ずることによって地價は算定できるのであるから、没收地分配事業からペティがうけとった課題は解決されると言わねばならない。そして、ここにペティの労働價値説と、後年かれが「政治算術 (Political Arithmetick)」として定式化したところの、社會經濟現象の統計的研究方法とのむすびめの一つがあると思われる。というのは、前述したように、ペティは價値關係を、數量的に觀察・表章しうる價格關係によって解明しようと

しているからである。價値と價格とのこのような混同は、未發達な資本主義社會における社會經濟的諸關係(そこでは右の兩者が言わば未分化の状態にあると言えよう)を反映するものにほかならない。さらに、近代的測量術および製圖法(cartography)が、土地所有制度の變遷にともなう土地私有權の確立の要求にもとづき、16世紀末から17世紀にかけて著しい進歩をとげ、それが右の統計的研究方法の生成と密接に關連しているという見解は⁵⁷⁾、この場合とくに注目されるべきであろう。

T. A. ラーカムは、没收地分配事業をもこめたダウン・サーヴェイはペティの生涯の最重要なひとこまであり、「それはその後の諸の著書・論文とならんで、かれをあの感動的な時代におけるもっとも傑出した人物の1人たらしめ」たと記している⁵⁸⁾。しかしながら、以上に述べたように、ペティが生産物の價値の源泉をその生産過程における人間の労働において現實に見いだしたことの端緒は、かれがその時代におけるもっとも基本的な問題を、新植民地アイラントという言わば1個の社會的實驗室において解こうとしたときにあたえられたものであった。そしてこの體験が、社會の富の父母は労働と土地であるという思想を基盤としながら、労働價値説に理論化されたのは、ペティが近代的租稅制度の開始期⁵⁹⁾において、その確立のために、「租稅貢納論」を執筆し、そこで公收入の源泉たる市民社會の富の性質を探求した過程においてであった。したがって、ダウン・サーヴェイがペティの生涯の最重要事件であるのは、かれのその後の著書・論文と並列的な意味においてではなく、前者は後者を生みだしたもっとも重要な基礎の一つであるという意味においてあって、ペティの天才的・獨創的才能の眞に具體的な意味内容もまた、以上の點に求めらるべきであると言わねばならない。(1952.5.14)

57) G. N. Clark: *Science and social welfare in the age of Newton*. Oxford, 1949. 2nd ed. pp. 125-126.

58) W. Petty: *Down Survey*, pp. 311, 349.

59) S. Dowell: *A history of taxation and taxes in England from earliest times to the present day*. London, 1844-45. vol. II. pp. 3-33.